

催物等開催に伴う遵守事項

1. 使用する防火対象物の防火管理者との連絡を密にすること。
2. カーテン、幕類、大道具用合板及び展示用合板又はじゅうたん等は防災処理をしたものを使用すること。
3. 消火器は届け出通り配置し規定の標識を掲出すること。
4. 使用する防火対象物の消防用設備等は、その機能の維持及び管理に努めること。
5. 避難施設等は下記事項について有効に確保すること。

- (1) 避難上有効な主要避難通路を確保すること。

展示場の床面積が

| | |
|---------------------------|--------------|
| 150 m ² 以上の時 | 通路幅員 1.20m以上 |
| 300 m ² 以上の時 | 通路幅員 1.60m以上 |
| 3,000 m ² 以上の時 | 通路幅員 2.00m以上 |

- (2) 避難通路の床面はつまずき、すべり等を生じないようにすること。
- (3) 避難の妨害となる設備・物件を放置し、又は存置しないこと。
- (4) 避難口の戸は、開催期間中は容易に解放できる状態にしておくこと。
- (5) 避難口の前面に出口を隠ぺいするような装飾物品を設けないこと。又

シャッターが有効に使用できるようシャッターラインを確保すること。

- (6) 定員を厳守すること。
- (7) 終業点検を確実に行うこと。
- (8) 本届出期間中の防火管理については、事故防止と事故発生時の体制を確立し

万全を期すること。